

名東鯨友会会則

第一章 総則

第1条 (名 称)

この会は、名古屋市高年大学鯨城会（以下鯨城会）を構成する16の下部組織の一つであり、名東鯨友会（以下本会）と称する。

第2条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦、研鑽をはかり、加えて地域活動を通じて地域社会に貢献することを目的とする。

2 本会は、政治、思想、信条に関わる活動は、これを行わない。

第3条 (会 員)

本会は、鯨城学園の卒業生、または役員会の入会承認を得た中途退学者で、名東区に在住し、本会の目的に賛同して入会した人を会員とする。

2 本会の会員は、前条の目的達成のため本会の諸行事・諸活動に積極的に参加し、もって本会発展に寄与することとする。

第4条 (会則の構成)

会則の下に細則を設ける。

2 会則の改廃は総会で、細則の改廃は役員会での承認を必要とする。

第5条 (情報管理)

会員情報は関係法令に基づき厳重に管理する。

第6条 (本会の住所)

本会の住所は会長宅とする。

第二章 組 織

第7条 (部会)

本会は、会長、副会長の下に下記4部会を設置し実務を分担する。

総務部会、広報部会、ボランティア活動部会、旅行部会

2 総務部会 ①総務事項全般を担当する。

②本会の会計業務を主管する。

③第8条に定める学区懇談会を主宰・管掌する。

3 広報部会 ①本会活動全般についてPR・広報活動を行う。

4 ボランティア活動部会

①名東鯨友会が独自に行う地域活動を企画・推進する。

②鯨城会ならびに名古屋市や地域公共団体等が主催する地域活動について、名東鯨友会の窓口として取りまとめを行う。

5 旅行部会 ①本会が行う旅行、散策会、見学会等を企画・推進する。

第8条 (学区懇談会)

会員間の情報の伝達、近隣会員同士の親睦を図る目的で、学区ごとにもしくは隣接する複数の学区をまとめ、学区懇談会を設置する。

第9条 (認定ボランティア団体)

地域活動の内、役員会で認めた活動団体を認定ボランティア団体と称し、団体の責任下で諸活動を行う。

第10条 (サークル)

趣味を共有する会員でサークルを設置することができる。

2 サークルの設置は役員会で承認し、活動はサークル自らの責任の下で行うものとする。

第11条（プロジェクト）

諸種課題の検討・推進のため、必要な都度役員会の議決により有期のプロジェクトを立ち上げることができる。

第三章 人 事

第12条（役員）

会長、副会長、鯨城会幹事、各部長・副部長を本会の役員とする。

- 2 会長は、役員経験者の中から役員会で選出する。
- 3 副会長は、会長が会員の中から2名を委嘱する。
- 4 各部長および副部長は、部会毎に互選で選出する。
- 5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、鯨城会幹事については15条に従う。
- 6 次年度役員は年度末に決めることとし、年度初めの総会で承認する。
- 7 本会の役員が名東鯨友会の他の役務を兼務することを妨げない。

第13条（顧問）

顧問は、会長が会長経験者の中から1名を委嘱する。

- 2 任期は1年とし、再任を妨げない。

第14条（監査役）

監査役は、会長が役員経験者の中から1名を委嘱する。

- 2 任期は1年とし、再任を妨げない。

第15条（鯨城会幹事）

鯨城会幹事は、会長が入会后5年以内の会員の中から1名ないし2名を委嘱する。

- 2 任期は2年とする。

第16条（部会員）

新入会から3年次まで、全員がいずれかの部会に所属することとし、入会4年目以降も部会に引き続いて所属することができる。

- 2 入会4年目以降は極力部会のサポーターを務めることとする。

第17条（学区幹事）

本会各学区居住の会員の中から学区幹事1名を選出する。

- 2 次期学区幹事は、現学区幹事が選出することとし、役員会で承認を得る。
- 3 学区幹事の任務を円滑に行うため、学区幹事は若干名の学区副幹事を置くことができる。
- 4 任期は1年とし再任を妨げない。

第18条（代表世話人）

各認定ボランティア団体 および 各クラブの責任者を代表世話人と呼ぶ。

第19条（プロジェクトリーダー）

第11条に定めるプロジェクトのリーダーは、名東鯨友会会長が委嘱する。

2. プロジェクトのメンバーはプロジェクトのリーダーが人選し、役員会にて承認する。
3. プロジェクトリーダーは、その任期期間中はオブザーバーとして役員会に出席し、推進状況を逐次報告、関係する議論に加わることができる。

第20条（役員、顧問、監査役、学区幹事、代表世話人の役割）

会 長： 本会を代表し会務を統括する。

副 会 長： 会長を補佐する。会長が何らかの事情で会長職を継続できない場合は、原則として副会長が役員会の承認を得たうえで会長職を引き継ぐこととする。

部会長：(1) 担当する部会の責任者として職務を遂行する。

(2) 任務を円滑に推進するために、必要に応じて副部会長を置くことができる。

顧問：役員会に出席し、会の運営について意見を述べるができる。

監査役：毎年度末に会計監査を行い、総会において報告する。

鯉城会幹事：(1) 鯉城会の幹事会に出席し、担当する役務を果たす。

(2) 鯉城会と名東鯉友会との連絡・連携の任を負い、各種会議に出席し随時状況を伝達する。

学区幹事：本会各学区の会員代表として、本会活動の中核となり運営に参画する。

代表世話人：各登録ボランティア団体 および 各サークルの責任者として活動する。

第四章 会議

第21条（総会）

総会は本会の最高議決機関であり、出席者の過半数で議決する。議長は本会会長が務める。

- 2 総会は、年度事業計画・予算、年度事業報告・決算、役員承認、会則の変更等本会運営の基本事項を審議する。

第22条（役員会）

役員会は、本会の運営の具体的事項について審議決定する。

- 2 役員会には、役員が出席を要請した会員、出席を希望する会員は誰でも出席できる。ただし、役員以外には議決権を付与しない。

第23条（学区幹事会）

学区幹事会は、役員および学区幹事・学区副幹事で構成し、学区に関わる諸問題を討議する。また本会の行う行事・活動について、会員の種々な意見、提案等を検討し本会運営に反映させる。

第24条（ボランティア/クラブ連絡会）

ボランティア/クラブ連絡会は、役員および認定ボランティア団体・クラブの代表世話人で構成し、本会活動に関わる諸問題を討議する。

第五章 会計

第25条（入会金、会費）

本会の入会金 1,500 円、会費は年 2,000 円とする。

- 2 入会金、会費の納入方法は細則に定める。
- 3 入会金、会費の返還は認めない。

ただし、新入会員が入会初年度以前に退会する場合に限り入会金、会費を返還することとする。

- 4 再入会の場合は、入会金を免除し会費のみとする。ただし、10月以降に再入会する場合の会費は半額とする。

第26条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日とする。

第六章 その他

第27条（届出、資格喪失）

本会会員は、その住所、氏名の異動、退会の意思が生じた時は（含：死亡）、速やかに学区幹事を經由して事務局に届け出るものとする。

第28条（定めのない事項） 本会則に取り決めのない事項が生じた時は、役員会で審議し決定する。

付則（改正の経過）

□現会則は平成4年3月25日から施行した。

□平成9年3月から平成29年4月まで合計14回の一部改正を行った。

□平成29年全面改正、平成29年12月18日の臨時総会にて承認され、平成30年4月から施行した。

□その後の改正経過

- ・平成31年4月16日 改正
- ・令和2年4月15日 改正
- ・令和3年4月16日 改正
- ・令和4年4月15日 改正
- ・令和5年4月18日 改正
- ・令和6年4月16日 改正
- ・令和7年4月17日 改正